

改 正 後	改 正 前
<p>様式目次</p> <p>様式一 利子等の支払調書合計表 : (省 略) : <u>様式五十一 国外証券移管等調書合計表</u></p>	<p>様式目次</p> <p>様式一 利子等の支払調書合計表 : (同 左) : (新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

様式一 利子等の支払調書合計表

(様式省略)

記載要領

- 1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第82条第2項第2号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、租税特別措置法第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）第1項から第2項又は租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。
- 2 ～ 8
(省略)

様式一 利子等の支払調書合計表

(同 左)

記載要領

- 1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第82条第2項第2号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び所得税法第176条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、所得税法第180条の2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第1項若しくは第2項、租税特別措置法第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）第1項から第3項又は租税特別措置法第9条の4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。
- 2 ～ 8
(同 左)

改 正 後

改 正 前

様式五十一 国外証券移管等調書合計表

(新 設)

平成 年 月分 国外証券移管等調書合計表

税務署受付印

平成 年 月 日提出 税務署長 殿	提	所在地 電話 (- -)	整理番号	通信日付印 ※	検 収 ※	整理簿登載 ※
	出	フリガナ 名 称	調書の提出区分 (新規=1、追加=2 訂正=3、無効=4)	提出媒体		
	者	フリガナ 代表者 氏名印	作成担当者 作成税理士 署名押印	税理士番号 () 電話 (- -)		
区 分	件 数	(摘 要)				
国 外 証 券 移 管 分	件					
国 外 証 券 の 受 入 分						
計						

記載要領

- 「件数」欄には、この合計表とともに提出する調書を「国外証券移管分」と「国外証券の受入分」に区分し、それぞれの件数を記載する。
- 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。